

附属書八A 金融サービス

第一条 定義

この附属書の規定の適用上、

(a) 「金融機関」とは、締約国の領域に所在する金融仲介機関その他の法人であつて、当該締約国の法令に基づき、金融機関として業務を行うことを認められ、及び金融機関として規制され、又は監督されるものをいう。

(b) 「金融サービス」とは、金融の性質を有する全てのサービスであつて、締約国の金融サービス提供者が提供するものをいう。金融サービスは、全ての保険及び保険関連のサービス並びに全ての銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）から成り、次の活動を含む。保険及び保険関連のサービス

(i) 元受保険（共同して行う保険を含む。）

(A) 生命保険

(B) 生命保険以外の保険

- (ii) 再保険及び再再保険
- (iii) 保険仲介業（例えば、保険仲立業、代理店業）
- (iv) 保険の補助的なサービス（例えば、相談サービス、保険数理サービス、危険評価サービス、請求の処理サービス）

銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）

- (v) 公衆からの預金その他払戻しを要する資金の受入れ
- (vi) 全ての種類の貸付け（消費者信用、不動産担保貸付け、債権買取り及び商業取引に係る融資を含む。）
- (vii) ファイナンス・リース
- (viii) 全ての支払及び送金のサービス（クレジット・カード、チャージ・カード、デビット・カード、旅行小切手及び銀行小切手を含む。）

(ix) 保証

- (x) 自己のため又は顧客のために行う次のものの取引（当該取引が取引所取引、店頭取引その他の方法のいずれで行われるかを問わない。）
 - (A) 短期金融市場商品（小切手、手形及び預金証書を含む。）
 - (B) 外国為替
 - (C) 派生商品（先物及びオプションを含む。）
 - (D) 為替及び金利の商品（スワップ、金利先渡取引等の商品を含む。）
 - (E) 譲渡可能な有価証券
 - (F) その他の譲渡可能な証書及び金融資産（金銀を含む。）
- (xi) 全ての種類の有価証券の発行への参加（当該発行が公募で行われるか私募で行われるかを問わず、委託を受けた者として行う引受け及び売付け並びに当該発行に関連するサービスの提供を含む。）
 - (xii) 資金媒介業
 - (xiii) 資産運用（例えば、現金又はポートフォリオの運用、全ての形態の集合投資運用、年金基金運用、保管、預託及び信託のサービス）

- (xiv) 金融資産（有価証券、派生商品その他の譲渡可能な証書を含む。）のための決済及び清算のサービス
- (xv) その他の金融サービスを提供するサービス提供者による金融情報の提供及び移転並びに金融データの処理及び関連ソフトウェアのサービス
- (xvi) (v)から(xv)までに規定する全ての活動についての助言、仲介その他の補助的な金融サービス（信用照会及び分析、投資及びポートフォリオに関する調査及び助言並びに企業の取得、再編及び戦略についての助言を含む。）
- (c) 「金融サービス提供者」とは、金融サービスを提供しようとし、又は提供している締約国の自然人又は法人をいう。ただし、「金融サービス提供者」には、公的機関を含まない。
- (d) 「新たな金融サービス」とは、締約国の領域においては提供されていないが他の締約国の領域においては提供され、及び規制されている金融サービスをいう。新たな金融サービスには、現在の又は新たな商品に関連するサービス及び商品が納入される態様を含めることができる。
- (e) 「公的機関」とは、次のものをいう。

- (i) 締約国の政府、中央銀行若しくは金融当局又は締約国が所有し、若しくは支配する機関であつて主として政府の機能の遂行若しくは政府のための活動の実施に従事するもの（主として商業的な条件に基づいて金融サービスの提供に従事する機関を除く。）
- (ii) 中央銀行又は金融当局が通常遂行する機能を遂行する私的機関。ただし、当該機能を遂行している場合に限る。

(f) 「自主規制団体」とは、次のいずれかの非政府機関（有価証券又は先物の取引所又は市場、清算機関又は支払決済機関その他の組織又は団体を含む。）をいう。

- (i) 自主規制団体として認められている非政府機関であつて、法令に基づいて又は中央、地域若しくは地方の政府若しくは機関の委任に基づいて、金融サービス提供者又は金融機関に対して規制権限又は監督権限を行使するもの
- (ii) 法令に基づいて又は中央、地域若しくは地方の政府若しくは機関の委任に基づいて、金融サービス提供者又は金融機関に対して規制権限又は監督権限を行使する非政府機関

第二条 適用範囲

1 この附属書の規定は、金融サービスの提供に影響を及ぼす締約国による措置について適用する。この附属書において「金融サービスの提供」というときは、第八・一条（定義）(r)に定義するサービスの提供をいう。

2 第八・一条（定義）(1)及び第十・二条（適用範囲）2(c)の規定の適用上、「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、次の活動をいう。

(a) 中央銀行若しくは金融当局が行う活動又はその他の公的機関が金融政策若しくは為替政策を遂行するために行う活動（注）

注 この(a)に規定する活動には、金融政策又は為替政策を遂行するために行う全ての規制活動及び執行活動を含む。

(b) 社会保障又は公的年金計画に係る法律上の制度の一部を形成する活動

(c) 公的機関が政府の勘定のために若しくは政府の保証の下に又は政府の財源を使用して行うその他の活動

締約国が自国の金融サービス提供者に対し(b)又は(c)に規定するいずれかの活動について公的機関又は金融サービス提供者との競争を行うことを認める場合には、「サービス」には、当該活動を含める。

3 第八・一条（定義）(o)の規定及び第十・二条（適用範囲）2(c)に規定する定義は、この附属書の規定の対象となるサービスについては、適用しない。

4 第八・十一条（現地における拠点）の規定は、この附属書の規定の対象となるサービスについては、適用しない。

5 この附属書とこの協定の他の規定とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、この附属書の規定が優先する。

第三条 新たな金融サービス

1 各受入締約国は、新たな金融サービスについて、同様の状況において法令を制定し、又は現行の法令を修正することなく自国の金融機関に対して当該新たな金融サービスを提供することを許可することとなる場合には、自国の領域において設立された他の締約国の金融機関に対し、自国の領域において当該新たな金融サービスを提供することを許可するよう努める。（注）

注 締約国は、新たな金融サービスを提供することを許可するに当たり、新たな規制又は他の補助的な措置を定めることができる。

2 新たな金融サービスの提供については、申請が承認される場合には、受入締約国の関連する免許に係る要件、制度上の又は法的な形態に係る要件その他の要件に従うことを条件とする。

第四条 信用秩序の維持のための措置

締約国は、この協定の他の規定にかかわらず、信用秩序の維持のための措置（注）（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービス提供者が負う者を保護し、又は金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）を採用し、又は維持することを妨げられない。当該措置については、この協定の規定に適合しない場合には、この協定に基づく当該締約国の約束又は義務を回避するための手段として用いてはならない。

注 締約国は、「信用秩序の維持」には、個々の金融機関又は金融サービス提供者の安全性、健全性及び財務上の責任の維持並びに支払及び清算の制度の安全性並びに財務上及び運営上の健全性の維持を含むことを了解する。

第五条 特定の情報の取扱い

この協定のいかなる規定も、締約国に対し、個々の顧客に関する事項及び勘定に関連する情報、公的機関が所有する秘密の情報又は公的機関が専有する情報の開示を要求するものと解してはならない。

第六条 承認

1 締約国は、金融サービスに関連する自国の措置の適用方法を決定するに当たり、国際基準設定機関、他の締約国又は非締約国による信用秩序の維持のための措置を承認することができる。(注)その承認は、措置の調和その他の方法により行うことができるものとし、当該国際基準設定機関、他の締約国若しくは非締約国との協定若しくは取決めに基づいて行い、又は一方的に与えることができる。

注 第八・六条(最恵国待遇)のいかなる規定も、締約国に対し、他の締約国による信用秩序の維持のための措置に対し承認を与えることを要求するものと解してはならない。

2 1に規定する協定又は取決めの当事国である締約国は、当該協定又は取決めが現行のものであるか将来におけるものであるかを問わず、利害関係を有する他の締約国に対し、同様の規制及び監督が存在し、その規制が同様に実施され、並びに適当な場合には、当該協定又は取決めの当事者間の情報の共有に関する手続と同様の手続が存在することとなる状況の下においては、当該協定若しくは取決めへの当該他の締約国の加入について交渉し、又はこれと同等の協定若しくは取決めについて交渉するための適当な機会を与える。

3 締約国は、承認を一方的に与える場合には、他の締約国に対し、2に規定する状況が存在するかどうかについて意見を明らかにするための適当な機会を与える。

第七条 透明性

1 締約国は、相互の市場にアクセスして業務を行う金融サービス提供者の能力を向上させるに当たり金融サービス提供者の活動を規律する透明性がある措置が重要であることを認識する。各締約国は、金融サービスにおける規制の透明性を促進することを約束する。

2 各締約国は、この附属書の規定が適用される一般に適用される全ての措置が、合理的、客観的及び公平な態様で運用されることを確保する。

3 各締約国は、一般に適用される措置であつて、自国が採用し、又は維持するものが速やかに公表され、又は公に利用可能なものとされることを確保する。(注)

注 各締約国は、自国が選択した言語によりこれらの情報を公表することができる。

4 各締約国は、実行可能な限りにおいて、次のことを行う。

(a) 利害関係を有する者(注)に対し、この附属書の規定に関係する一般に適用される規制であつて自国

が採用しようとするもの及び当該規制の目的を事前に公表し、又は事前に利用可能なものとする事。

注 この条の規定の適用上、締約国は、「利害関係を有する者」とは、その直接の資金上の利益に対して一般に適用される規制の採用が影響を与える可能性のある者をいうとの理解を共有していることを確認する。

(b) 利害関係を有する者及び他の締約国に対し、(a)に規定する規制の案について意見を提出するための適切な機会を与える事。

5 各締約国は、実行可能な限りにおいて、一般に適用される最終的な規制の公表の日と当該規制の実施の日との間に合理的な期間を置くべきである。

6 各締約国は、一般に適用される規約であつて、自国の自主規制団体によつて採用され、又は維持されるものが速やかに公表され、又は利用可能なものとされることを確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。(注)

注 各締約国は、自国が選択した言語によりこれらの情報を公表することができる。

7 各締約国は、この附属書の対象となる一般に適用される措置に関し、他の締約国の利害関係を有する者からの照会に回答するための適当な仕組みを維持し、又は設ける。

8 締約国の規制当局は、他の締約国の利害関係を有する者に対し、金融サービスの提供に関連する申請を不備なく行うための要件（必要とされる書類を含む。）を利用可能なものとする。

9 締約国の規制当局は、申請者の書面による要請があつた場合には、当該申請者に対してその申請の処理状況を通知する。当該規制当局は、当該申請者から追加の情報を得る必要がある場合には、当該申請者に対して不当に遅滞することなく通知する。

10 締約国の規制当局は、他の締約国の金融サービス提供者による金融サービスの提供に関する不備のない申請については、百八十日以内に行政上の決定を行い、申請者に対して当該決定を不当に遅滞することなく通知する。申請は、全ての関連する手続が行われ、かつ、全ての必要な情報が受領されるまでは、不備のないものと認められない。当該規制当局は、当該決定を百八十日以内に行うことが実行可能でない場合には、当該申請者に対して不当に遅滞することなく通知するものとし、その後の合理的な期間内に当該決定を行うよう努める。

11 申請を拒否した締約国の規制当局は、申請を拒否された申請者の書面による要請があつた場合には、実行可能な限りにおいて、当該申請者に対してその拒否の理由を通知する。

第八条 金融サービスに係る例外

この附属書のいかなる規定も、締約国が、この附属書の規定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置（欺まんの若しくは詐欺的な行為の防止又は金融サービスに係る契約の不履行がもたらす結果の処理に関する措置を含む。）を採用し、又は執行することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該措置を、同様の条件の下にある締約国の間若しくは締約国と非締約国との間の恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様又は金融機関について有する投資財産若しくは金融サービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

第九条 情報の移転及び処理

1 締約国は、各締約国が情報の移転及び処理に関する自国の規制上の要件を課することができることを認識する。（注）

注 締約国は、異なる規制上の取組方法を採用することができる。この1の規定は、この条の規定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

2 締約国は、次の行為を妨げる措置をとってはならない。

(a) 情報の移転（電磁的手段その他の手段によるデータの移転を含む。）であつて、自国の領域内の金融サービス提供者の通常の業務の遂行に必要なもの

(b) 情報の処理であつて、自国の領域内の金融サービス提供者の通常の業務の遂行に必要なもの

3 2のいかなる規定も、締約国の規制当局が、規制のため又は信用秩序の維持のため、自国の領域内の金融サービス提供者に対し、データの管理及び保管並びにシステムの維持に関する自国の法令に従ふこと並びに自国の領域において記録の複製を保持することを要求することを妨げるものではない。ただし、当該要求がこの協定に基づく当該締約国の約束又は義務を回避するための手段として用いられないことを条件とする。

4 2のいかなる規定も、個人の情報、プライバシー並びに個人の記録及び勘定の秘密（自国の法令に基づくものを含む。）を保護する締約国の権利を制限するものではない。ただし、当該権利がこの協定に基づく当該締約国の約束又は義務を回避するための手段として用いられないことを条件とする。

5 2のいかなる規定も、締約国に対し、国境を越えるサービスの提供又はサービスの海外消費であつて、当該締約国が約束を行っていないものを許可すること（非居住者である金融サービス提供者に対し、本人

として又は仲介により若しくは仲介者として、第一条（定義）(b)(xv)に規定する金融情報の提供及び移転並びに金融データの処理を許可することを含む。）を要求するものと解してはならない。

第十条 自主規制団体

締約国は、他の締約国の金融機関に対し、自国の領域において金融サービスを提供するため自主規制団体の構成員となり、これに参加し、又はこれを利用することを要求する場合には、当該自主規制団体が第八条（内国民待遇）の規定に基づく当該締約国の義務を遵守することを確保する。

第十一条 支払及び清算の制度

各締約国は、内国民待遇を確保しつつ、自国の領域において設立された他の締約国の金融機関に対し、公的機関が運用する支払及び清算の制度並びに通常の業務において利用可能な公的な資金供与及びリファイナンスの制度の利用を認める。この条の規定は、当該各締約国の最終的な決済手段の貸手の利用を認めることを意図するものではない。（注）

注 締約国は、自国の同様の金融機関に対してこの条の規定に基づく利用又は待遇を認めていない場合には、自国の領域において設立された他の締約国の金融機関に対して当該利用を認める必要はない。

第十二条 協議

1 締約国は、この協定の下で生ずる金融サービスに影響を及ぼす問題について、他の締約国との協議を要請することができる。当該他の締約国は、その要請を考慮する。

2 この条の規定に基づく協議には、次条（連絡部局）に規定する連絡部局の関連する代表者が参加する。

第十三条 連絡部局

1 この附属書の規定の適用上、金融サービスの連絡部局は、次のものとする。

- (a) オーストラリアについては、財務省及び外交貿易省並びに必要なに応じ、関係する規制当局（オーストラリア健全規制庁、オーストラリア準備銀行及びオーストラリア証券投資委員会を含む。）の職員
- (b) ブルネイ・ダルサラーム国については、財務経済省及びブルネイ・ダルサラーム国通貨金融庁
- (c) カンボジアについては、経済財務省、カンボジア証券取引委員会、カンボジア国立銀行及び商業省
- (d) 中国については、中国人民銀行、中国銀行保険監督管理委員会及び中国証券監督管理委員会
- (e) インドネシアについては、商業省、財務省、インドネシア金融庁及びインドネシア銀行
- (f) 日本については、外務省及び金融庁又はこれらの後継機関

- (g) 韓国については、金融委員会及び産業通商資源部
- (h) ラオスについては、ラオス銀行、財務省及びラオス証券委員会事務局
- (i) マレーシアについては、マレーシア中央銀行及びマレーシア証券委員会
- (j) ミャンマーについては、計画財務工業省、ミャンマー中央銀行、ミャンマー証券取引委員会及び商業省
- (k) ニュージーランドについては、外務貿易省（金融サービスの規制機関と協力する。）
- (l) フィリピンについては、財務省、フィリピン中央銀行、証券取引委員会及び保険委員会
- (m) シンガポールについては、シンガポール通貨監督庁
- (n) タイについては、財務省、タイ銀行、証券取引委員会及び保険委員会事務局
- (o) ベトナムについては、商工省、ベトナム国家銀行及び財務省

2 締約国は、自国の連絡部局の変更について、他の締約国に対して速やかに通報する。

第十四条 紛争解決

信用秩序の維持の問題その他の金融の問題に関する紛争について第十九章（紛争解決）の規定に従って設

置される。パネルは、紛争の対象となっている特定の金融サービスに関して必要な専門知識を有するものとする。